

RESEARCH REPORT

キオクシア 2 億 2,900 万ドル 陪審評決の検証

AI 特需下の米国特許リスクと日本企業への実務提言

調査基準日：2026 年 7 月 18 日
GPT-5.6 Sol

対象記事：Seizo Trend『キオクシア 2 億 2,900 万ドル賠償の衝撃...』 [1]

調査資料：陪審評決書、会社開示、特許、PTAB/CAFC、USITC、財務資料

位置づけ：公開情報に基づく経営・知財リスク分析（最終判決前）

中心的結論 本件の教訓は『AI 需要が特許訴訟を生んだ』ことではない。売上拡大と製品統合が、以前から存在する請求項リスクのロイヤルティベース、回避設計費、供給停止コストを増幅する点にある。日本企業は保有特許件数中心の管理から、請求項・製品・売上・サプライチェーンを結ぶ管理へ移行すべきである。 [1] [3] [6] [9] [10]

エグゼクティブ・サマリー

- 2 億 2,902 万 5,021 ドルは確定賠償ではなく陪審評決である。最終判決、判決後申立て、控訴が残る。 [2] [3] [4] [12] [13]
- 陪審に残ったのは米国特許 8,615,700 号の請求項 16 のみであり、ECC 一般ではなく、並列誤り検出・分離された訂正モジュール・符号化率の適応変更を組み合わせた構成である。 [6] [7] [8]
- 評決額約 371 億円は 2026 年 3 月期営業利益の約 4.3%、親会社帰属利益の約 6.7%、研究開発費の約 26.3%に当たる。単独で存続を脅かす規模ではないが、研究開発競争上は無視できない。 [2] [9]
- AI は訴訟の原因ではなくリスク増幅要因である。高単価 SSD、短い開発周期、顧客認証、長期供給契約が、ロイヤルティと回避設計の事業影響を拡大する。 [1] [9] [10] [11]
- Viasat 件とは別に、キオクシアは 2026 年に米 ITC の Section 337 調査 2 件の対象となっている。侵害認定はまだないが、輸入排除・販売停止が請求されており、特許は会計引当だけでなく事業継続リスクとして扱う必要がある。 [16] [17] [18]

1. 調査の前提と限界

本報告書は、対象記事に加え、キオクシアの適時開示・有価証券報告書、陪審評決書、米連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）の判決・命令、特許公報、米国国際貿易委員会（USITC）の公式発表を相互照合したものである。 [1] [2] [4] [6] [7] [9] [16] [17]

一方、トライアルの詳細なクレームチャート、対象製品一覧、損害専門家の算定モデル、ロイヤルティ率・算定基礎の多くは公開資料から確認できない。このため、将来負担額や控訴結果を一点予測せず、確認済み事実と経営シナリオを分けて記載する。

注意 本報告書は公開資料に基づく分析であり、個別案件についての米国法上の法律意見を提供するものではない。

2. 事件の事実経過

時点	出来事	意味
2009 年 8 月	特許優先日	AI ブームより前に成立した技術テーマ。
2013 年 12 月	米国特許 8,615,700 号発行	フラッシュメモリ向け前方誤り訂正技術。 [6]
2021 年 11 月	Viasat が提訴	テキサス州西部地区、事件番号 6:21-cv-01231。 [2] [3]
2022～2023 年	IPR 手続	キオクシア等が無効化を試み、一部請求項が取り消された。 [7] [19]
2024 年 10 月	請求項 16 だけに縮小	Viasat が地裁での主張を単一の従属請求項に限定。地裁は CAFC 判断まで停止。 [8]
2025 年 12 月	CAFC 判断	請求項 16 等について PTAB の非特許性主張不成立判断を支持。 [7]
2026 年 7 月 13 ～16 日	Waco で陪審審理	4 日間の審理後、侵害と損害を認定。 [5]
2026 年 7 月 16 日	陪審評決	2 億 2,902 万 5,021 ドル。2026 年 3 月 30 日までの過去侵害をランニング・ロイヤルティ方式で算定。 [3] [4] [5]
2026 年 7 月 17 日	キオクシア開示	判決後申立て・必要に応じた控訴方針。顧客への供給能力には現時点で影響なし。 [2]

3. 対象記事の検証

対象記事は、異業種の特許が半導体製品を捉え得ること、将来ライセンスや回避設計が成長戦略のコスト構造を変え得ることを指摘しており、経営上の問題提起は妥当である。もともと、法的・技術的には次の補正が必要である。 [1]

記事の表現	評価	一次資料に基づく補正
-------	----	------------

記事の表現	評価	一次資料に基づく補正
『370 億円の賠償』	要補正	現段階は陪審評決。最終判決・判決後申立て・控訴が残る。 [2] [4] [12] [13]
『ECC 技術を侵害』	範囲に注意	陪審に残ったのは請求項 16 のみ。ECC 一般を独占するとの理解は過大。 [6] [7] [8]
『継続使用料』	将来分は未確定	評決は過去侵害をランニング・ロイヤルティ方式で算定。2026 年 3 月 30 日後の ongoing royalty は公表時点で未設定。 [4] [5]
『AI 特需の陰』	因果ではなく増幅	特許優先日は 2009 年、提訴は 2021 年。AI 向け成長で売上・供給継続コストが拡大する点が本質。 [3] [6] [10]
『衛星通信会社の特許』	重要な指摘	競合企業中心の特許監視では、機能が共通する異業種発明を見落とす。Viasat は事業会社。 [3] [5]
『業績を直ちに揺るがさない』	単年度では妥当	営業利益比約 4.3%。ただし市況循環、将来ロイヤルティ、再設計、ITC を含まない。 [1] [9] [16] [17]

4. 争われた技術の核心

請求項 16 は、独立請求項 15 の全構成を取り込んだ従属請求項である。親請求項 15 が別 IPR で取り消された後も、請求項 16 は追加限定を持つ請求項として残った。CAFC も、残存する従属請求項が取り消された独立請求項の限定を取り込むことを前提に判断している。 [6] [7] [19]

6. データを符号化してフラッシュメモリに保存するエンコーダーを備える。 [6]
7. フラッシュメモリから符号化データを取得し、複数のデータストリームを生成する。 [6]
8. 複数の誤り検出サブモジュールが、異なるストリームを並列処理する。 [6]
9. 誤りを含む部分を誤り訂正モジュールへ送り、誤り検出モジュールとは物理的に分離された訂正モジュールが訂正する。 [6]
10. 請求項 16 の追加限定として、フラッシュメモリの経年状態又は復号データのエラー率に応じ、符号化率を適応的に変更する。 [6]

したがって、製品に ECC が搭載されているだけでは侵害は成立しない。原則として、請求項の全構成要件を文言上又は均等論上満たす必要がある。公開資料だけでは、どの製品・コントローラー・ファームウェアがどの限定を満たすと陪審が判断したかまでは確定できない。

IPR・CAFC では『decoding』の解釈も重要だった。キオクシアは先行文献のバッファ動作を根拠にしたが、PTAB と CAFC は、単なる buffering だけでは誤り訂正ビットと情報ビットを区別する decoding には当たらないとした。これは、先行文献の数よりも、用語解釈と証拠の対応が重要であることを示す。 [7]

5. 陪審評決の法的意味と今後

陪審評決書は、侵害の有無と損害額という簡潔な構成であり、評決額は 2 億 2,902 万 5,021 ドルである。公表された評決書には故意侵害を尋ねる設問はない。 [4] [5]

キオクシアは、法律問題としての判決を求める申立てや再審理申立てを行い、必要に応じて CAFC へ控訴すると表明している。米連邦民事訴訟規則 50 条は陪審審理における法律問題としての判断、59 条は再審理・判決変更を規定する。 [2] [12] [13]

米国特許法 284 条は、侵害を補償する損害、利息・費用を定め、適切な場合には裁判所が損害を最大 3 倍まで増額できる。しかし、今回すでに増額が認定された、又は将来必ず 3 倍になるとの公開根拠はない。 [14]

シナリオ	経営上の監視点
判決後申立てで変更	侵害又は損害の証拠不足、法律判断等が争点となり得る。公開記録だけで成否は予測不能。
最終判決で概ね維持	過去損害、利息・費用等が確定し、その後 CAFC 控訴へ進む可能性。
和解・ライセンス	将来販売分を含む包括的なロイヤルティ、製品範囲、相互免責等を交渉。
回避設計	技術的変更に加え、性能・歩留まり・顧客再認証・量産切替期間が事業コストとなる。
将来ロイヤルティ	2026 年 3 月 30 日後も対象構成を使用する場合の ongoing royalty が論点になり得るが、公表時点では未設定。

6. 財務インパクトと AI 戦略

比較対象	2026 年 3 月期	評決額約 371 億円の比率
売上収益	2 兆 3,376 億円	約 1.6%
営業利益	8,704 億円	約 4.3%
親会社帰属利益	5,545 億円	約 6.7%
期末現金・現金同等物	4,707 億円	約 7.9%
研究開発費	1,410.5 億円	約 26.3%
有形固定資産取得額	2,810.6 億円	約 13.2%

単独の評決額は経営存続を直ちに脅かす水準ではない。一方、研究開発費の約 4 分の 1、年間有形固定資産取得額の 1 割超に当たり、技術競争上は重大である。また 2026 年 3 月期は高利益年度であり、NAND 市況の循環を通じた負担を好況期利益だけで評価すべきではない。 [9]

キオクシアは、データセンター・エンタープライズ向け売上比率を中長期的に 60%以上へ引き上げ、今後 3 年間、年間約 4,700 億円の設備投資と約 2,300 億円の研究開発投資を計画する。

[10] [11]

AI との関係 AI 需要は本件特許の発生原因ではない。高容量・高単価製品の売上増、短い開発周期、ハイパースケーラー認証、長期供給契約を通じて、ロイヤルティベースと供給継続コストを増幅する。 [1] [6] [10] [11]

7. 日本企業を襲う特許リスクの正体

11. **機能の産業横断化**：誤り訂正、暗号、電源、画像処理、熱管理等は宇宙・通信・自動車・医療・防衛で共通する。同業他社名だけの検索では不十分。
12. **クロスライセンスの空白**：競合メーカーには反訴・相互実施許諾が効くが、非競合の事業会社や権利行使主体には自社ポートフォリオの抑止力が弱い。 [7] [9] [15]
13. **サプライチェーンの不透明性**：侵害機能が自社設計、コントローラー、IP コア、ファームウェア、共同開発先のどこにあるかを追跡できないと、補償請求も回避設計も遅れる。
14. **売上によるリスク増幅**：製品成功後ほど潜在ロイヤルティベースが大きくなる。FTO を量産直前に行うと設計変更が商業上困難。
15. **米国の複線手続**：地裁損害訴訟、PTAB の IPR、CAFC 控訴、USITC 輸入排除を一体管理しなければ、防御理由や証拠の整合性を失う。 [7] [9] [15]
16. **継続出願による変化**：一度調査した特許でも、継続・分割出願により製品に近い請求項が後から成立し得る。ファミリー単位の継続監視が必要。

8. 記事外の重要論点——米 ITC の別件リスク

Viasat 事件とは別に、キオクシアは 2026 年、MonolithIC 3D が申し立てた USITC の Section 337 調査 2 件の対象となった。いずれも調査開始段階であり、侵害・有効性について実体判断はまだない。 [16] [17]

事件	開始・提訴	対象	現状・救済
337-TA-1492	2026 年 3 月 26 日	NAND・DRAM メモリチップ	限定的輸入排除命令、停止命令を請求。実体判断前。 [16]
337-TA-1506	2026 年 6 月 10 日	NAND・DRAM チップ及び搭載製品	限定的輸入排除命令、停止命令を請求。実体判断前。 [17]
地裁 2:25-cv-01160	2025 年 11 月 26 日提訴	MonolithIC 3D v. KIOXIA	2026 年 4 月 15 日、並行 ITC 調査の最終解決まで停止。 [18]

USITC では、金銭賠償ではなく米国への輸入排除・販売停止が主要な救済となる。したがって取締役会は、特許問題を訴訟引当金だけでなく、輸入主体、在庫、代替製品、顧客供給、税関対応を含む事業継続リスクとして管理すべきである。 [16] [17]

9. 日本企業への推奨実行計画

期限	施策	具体的成果物
0～30 日	エクスポージャーの確定	売上・粗利上位製品について、請求項×製品×BOM／ファームウェア×米国売上×販売期間を棚卸しする。
0～30 日	回避設計と証拠保全	構成要件別の代替案、性能影響、顧客再認証期間を算定し、設計履歴・ソースコード・旧仕様を保全する。
0～30 日	契約・ITC BCP	補償、通知、訴訟主導、責任上限を確認し、輸入主体・在庫・代替供給・下流顧客を可視化する。
90 日	機能起点 FTO	競合企業名ではなく、機能・アーキテクチャ・特許ファミリーを起点に周辺産業まで調査する。
90 日	開発ゲート	コンセプト、アーキテクチャ凍結、テープアウト／FW 確定、顧客認証、量産開始の各段階で知財承認を必須化する。
90 日	IPR／訴訟統合	先行文献、非特許資料、製品証拠、クレーム解釈、IPR エストoppelを一つの防御計画で管理する。
6～12 カ月	知財事業継続レビュー	法務・知財・技術・調達・営業・財務による四半期レビューを実施し、回避設計と財務シナリオを更新する。
6～12 カ月	契約・ポートフォリオ改革	サプライヤーIP 条項を標準化し、材料・プロセスだけでなくインターフェース、制御、FW、AI 最適化の防御特許を強化する。

10. 実装すべき管理モデル

推奨データモデル 請求項×機能×製品／BOM／ファームウェア×設計主体・サプライヤー・JV×販売国×売上・粗利×技術証拠×回避設計 [6] [9]

このモデルの目的は、特許検索結果を保存することではない。第三者請求項が事業のどの部分に触れ、どの契約・証拠・設計変更で対処できるかを、経営が短時間で判断できる状態を作ることである。

11. 取締役会が見るべき KPI

KPI	評価方法
-----	------

KPI	評価方法
重要製品の請求項レベル FTO 完了率	売上・供給重要度 S/A 製品はアーキテクチャ凍結前 100%。検索実施ではなくクレームチャート完了で測定。
設計凍結時の未解決高リスク請求項	原則ゼロ。残す場合は、財務レンジ・回避設計・責任者・期限を伴う経営承認を必須化。
サプライヤーIP トレーサビリティ率	重要機能について設計主体、ライセンス、補償主体、証拠保管先が判明している割合。
回避設計リードタイム	技術実装だけでなく、評価、歩留まり、顧客再認証、量産切替を含めて測定。
証拠検索 SLA	過去 10 年の仕様、ソース、設計者、意思決定資料を数日以内に特定できるか。
特許エクスポージャー	対象売上×想定率×期間に、利息、訴訟費用、再設計、認証、販売停止の逸失利益を加える。
高リスク特許ファミリー監視率	継続・分割・再審査・譲渡・訴訟・ITC 申立ての変化を定期更新できている割合。

12. 産業政策・業界団体への示唆

17. 半導体・AI 設備補助では、設備費だけでなく FTO、回避設計、顧客再認証、米国訴訟・ITC 対応費を事業計画に組み込む。
18. JEITA、JIPA 等を通じ、公開可能な範囲で異業種特許・継続出願・USITC 申立ての早期警戒情報を共有する。 [16] [17]
19. 米国陪審に短時間で複雑技術を説明できる技術者、専門家証人、訴訟弁護士との平時ネットワークを育成する。
20. 特許件数や出願件数だけでなく、重要製品の FTO 完了率、回避設計準備、供給継続力を政策評価指標にする。

13. 結論

本件は『米国訴訟は怖い』という一般論ではなく、日本企業の知財管理単位を変える必要性を示している。自社特許の多さと第三者特許を侵害しないことは別であり、競合メーカーとのクロスライセンスも異業種権利者には十分な防御にならない。 [3] [6] [9]

AI 市場で売上が伸びてから対処するのでは遅い。アーキテクチャ凍結前に請求項から製品・売上・契約を逆算し、訴訟が起きた時点で回避設計、証拠、代替供給、顧客対応が動き出す状態を作るべきである。

経営への最終提言 投資すべき対象は特許件数だけではない。FTO、契約、証拠、回避設計、PTAB／地裁／ITC 対応を統合した『知財オペレーティングシステム』を構築することが、AI 時代の事業継続力になる。 [7] [9] [15] [16] [17]

参考文献

文中の〔番号〕は以下の資料に対応する。特記のないウェブ資料の最終参照日は2026年7月18日である。

- [1] Seizo Trend 編集部『キオクシア 2 億 2,900 万ドル賠償の衝撃、AI 特需の陰で日本勢を襲う特許リスクの正体』ビジネス+IT/Seizo Trend、2026 年 7 月 17 日。対象記事の原版。
URL: <https://www.sbbi.jp/article/st/186154>
- [2] キオクシアホールディングス株式会社、Viasat との米国特許訴訟の陪審評決に関する適時開示資料 (TDnet)、2026 年 7 月 17 日。評決額、会社見解、判決後申立て・控訴方針、顧客供給への現時点の影響を参照。
URL: <https://ssl4.eir-parts.net/doc/285A/tdnet/2853471/00.pdf>
- [3] Blake Brittain, “Kioxia owes Viasat \$229 million for infringing flash-memory patents, US jury says,” Reuters, July 16, 2026; updated July 17, 2026. 事件概要、当事者の主張、Western Digital 別訴訟を参照。
URL: <https://www.reuters.com/legal/litigation/kioxia-owes-viasat-229-million-infringing-flash-memory-patents-us-jury-says-2026-07-16/>
- [4] Verdict Form, Viasat, Inc. v. Kioxia Corporation et al., U.S. District Court for the Western District of Texas, Case No. 6:21-cv-01231, Document 295, filed July 16, 2026. 侵害認定、損害額、対象期間を参照。
URL: <https://tmsnrt.rs/3TkNPIF>
- [5] Michelle Casady, “West Texas Jury Awards \$229M in Patent Case,” The Texas Lawbook, July 16, 2026. 審理日程、評決書の設問、ランニング・ロイヤルティを参照。
URL: <https://texaslawbook.net/east-texas-jury-awards-229m-in-patent-case/>
- [6] Viasat, Inc., U.S. Patent No. 8,615,700 B2, “Forward Error Correction with Parallel Error Detection for Flash Memories,” issued December 24, 2013; priority August 18, 2009. 特に請求項 15 及び 16 を参照。
URL: <https://patents.google.com/patent/US8615700B2/en>
- [7] Kioxia Corporation v. Viasat, Inc., No. 2024-1384, U.S. Court of Appeals for the Federal Circuit, nonprecedential opinion, decided December 19, 2025. IPR 経過、取消請求項、請求項 16、decoding 解釈を参照。
URL: https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/24-1384.OPINION.12-19-2025_2621821.pdf
- [8] In re Viasat, Inc., No. 2025-110, U.S. Court of Appeals for the Federal Circuit, nonprecedential order, January 17, 2025. Viasat が地裁主張を請求項 16 に縮小した経緯及び訴訟停止を参照。
URL: <https://law.justia.com/cases/federal/appellate-courts/cafc/25-110/25-110-2025-01-17.html>
- [9] Kioxia Holdings Corporation, Annual Securities Report for the Fiscal Year Ended March 2026, filed June 24, 2026. 売上、利益、現金、設備取得、研究開発費及び知財リスク開示を参照。
URL: <https://www.kioxia-holdings.com/content/dam/kioxia-hd/en-jp/ir/library/securities/asset/Annual-Securities-Report-FY2025-EN.pdf>
- [10] Kioxia Holdings Corporation, “Kioxia Announces Growth Strategy for the AI Inference Era at Investor Day,” June 2, 2026. データセンター・エンタープライズ比率、設備投資及び研究開発計画を参照。
URL: <https://www.kioxia-holdings.com/en-jp/news/2026/20260602-1.html>
- [11] Kioxia Holdings Corporation, Kioxia Investor Day 2026 presentation materials, June 2, 2026. AI 推論向けストレージ戦略、FY2028 目標、投資方針を参照。
URL: <https://www.kioxia-holdings.com/content/dam/kioxia-hd/en-jp/ir/library/event/asset/Kioxia-Investor-Day-2026-en.pdf>

- [12] Legal Information Institute, Cornell Law School, Federal Rules of Civil Procedure, Rule 50, “Judgment as a Matter of Law in a Jury Trial; Related Motion for a New Trial; Conditional Ruling.” 陪審評決後の法律問題としての判断を参照。
URL: https://www.law.cornell.edu/rules/frcp/rule_50
- [13] Legal Information Institute, Cornell Law School, Federal Rules of Civil Procedure, Rule 59, “New Trial; Altering or Amending a Judgment.” 再審理・判決変更手続を参照。
URL: https://www.law.cornell.edu/rules/frcp/rule_59
- [14] Legal Information Institute, Cornell Law School, 35 U.S.C. § 284, “Damages.” 合理的ロイヤルティ、利息・費用及び増額損害の法的枠組みを参照。
URL: <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/35/284>
- [15] Legal Information Institute, Cornell Law School, 35 U.S.C. § 315, “Relation to other proceedings or actions.” IPR の時期、併合及びエストップペルを参照。
URL: <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/35/315>
- [16] U.S. International Trade Commission, News Release 26-047, “USITC Institutes Section 337 Investigation of Certain NAND and DRAM Memory Chips,” Inv. No. 337-TA-1492, March 26, 2026. 申立対象、被申立人及び請求救済を参照。
URL: https://www.usitc.gov/press_room/news_release/2026/er0326_68355.htm
- [17] U.S. International Trade Commission, “USITC Institutes Section 337 Investigation of Certain NAND and DRAM Memory Chips and Products Containing the Same,” Inv. No. 337-TA-1506, June 10, 2026. 対象製品、被申立人及び請求救済を参照。
URL: https://www.usitc.gov/press_room/news_release/2026/er0610_68723.htm
- [18] MonolithIC 3D Inc. v. KIOXIA Corporation, U.S. District Court for the Eastern District of Texas, Case No. 2:25-cv-01160, filed November 26, 2025; order staying case pending parallel ITC investigation, April 15, 2026. Justia docket record.
URL: <https://dockets.justia.com/docket/texas/txedce/2%3A2025cv01160/242079>
- [19] U.S. Patent and Trademark Office, Inter Partes Review Certificate for U.S. Patent No. 8,615,700, published in the Official Gazette, June 2, 2026. 請求項 1、4、8、15、17、19 の取消を参照。
URL: <https://patentsgazette.uspto.gov/week22/OG/html/1547-1/US08615700-20260602.html>